第３５回定例総会
議　　事　　録

期　日

令和８年６月１５日開会

令和８年６月１５日閉会

米沢市農業委員会

令和８年６月１５日（月）午後２時２８分 米沢市農業委員会第３５回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（１９名）

１番　小関善隆　委員	８番　樋渡由美　委員	１５番　長谷部吉雄　委員
２番　我彦正福　委員	９番　髙山吉典　委員	１６番　相田市三郎　委員
３番　山王堂民榮　委員	１０番　遠藤伊一　委員	１７番　伊藤俊浩　委員
４番　佐藤政和　委員	１１番　小関敏弘　委員	１８番　鈴木晃子　委員
５番　宮﨑雅文　委員	１２番　橋本政美　委員	１９番　桐澤林右衛門　委員
６番　木村彰博　委員	１３番　古畑功一　委員	
７番　鈴木和義　委員	１４番　佐藤利夫　委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（２名）

農業振興課

農業振興主査	嵐田浩司
主任	遠藤貴史

会議に出席した事務局職員（７名）

事務局長	相田悦志
事務局長補佐兼農地主査	髙田直美
農政振興主査	山岸哲哉
主査	髙世　琢
主査	瀧口圭史
主査	片山紀子
主任	須貝祐太

会議に付議した事項

１．提出議題

報第１号　　非農地証明の報告について

報第２号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

議第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議第２号　　農地法第４条の規定による許可申請について

議第３号　　農地法第５条の規定による許可申請について

議第４号　　農用地利用集積等促進計画（案）について

議第５号　　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見の聴取について

２．その他

開　　会　　午後２時２８分

山岸主査　　これより第３５回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を１７番　伊藤俊浩委員のご発声にてよろしくお願いいたします。

（唱和）

山岸主査　　それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　　長　　午後から開催の定例総会ということで大変ご苦労さまでございます。

先日、定期総会も無事終わりまして、大変ご苦労さまでございました。

６月になると梅雨入りになるかと思いますが、週２回の取水制限といいますか、用水を週２回流さないようにして節水する、その対策をするという通知が来たようであります。花水といいますか、穂が出る頃に水が必要ですので、その前の対策ということのようであります。雨が降れば流すようでありますが、なかなか雨が降らないということもあって、そういう対策をするということでありました。

ところで、仙台国税局から発表があり、令和７年分の山形県の申告納税額が増えたとありました。その中でも、農業などの事業所得者が大幅に増えたようです。令和６年分にあった定額減税の影響がなくなったことや、米価が上がり所得金額自体が増えたことなどにより、ふだんは国税を納める必要のない人が、令和７年分については納めたということが非常に多かったようです。多分、単年度だけのことではないかと思われますが、毎年、国税を納めることができるような適正な価格や農家所得が必要ではないかと改めて感じたところです。

本日は年金協会代議員会もありますので、ひとつスムーズな審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

山岸主査　　ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日は全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第３５回定例総会は成立しました。

今回の議事録署名委員には、１９番　桐澤林右衛門委員、２番　我彦正福委員を指名します。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からあ

りませんか。

山岸主査　（挙手）

議　　長　山岸主査。

山岸主査　議案の訂正はございません。

議　　長　ないようですので、議事を進めます。

初めに、報第１号　非農地証明の報告について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　（挙手）

議　　長　瀧口主査。

瀧口主査　報第１号　非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号３号から４号の計２件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田４筆　４２７．００㎡、畑１筆　１７．００㎡、合計５筆　４４４．００㎡です。

受理番号３号　申請人　○○○○　外１名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から道路への転用です。利用状況は、昭和４３年頃より道路として利用しているものです。

受理番号４号　申請人　○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利用状況は、平成１６年頃から耕作していないものです。

以上、よろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、以上で報第１号　非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　（挙手）

議　　長　須貝主任。

須貝主任　報第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告します。

受理番号９号の計１件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ２筆　６，１９２．００㎡、合計も同様です。

受理番号９号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、以上で報第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　（挙手）

議　　長　須貝主任。

須貝主任　議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第３条第１項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号１５号から１６号の計２件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田８筆　７，０９９．００㎡、畑７筆　１，０８４．００㎡、合計１５筆　８，１８３．００㎡です。

受理番号１５号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

受理番号１６号　渡人　　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号１５号から１６号を上程します。

６　　番　（木村彰博委員　挙手）

議　　長　木村委員。

６　　番　６番の木村です。受理番号１５号について調査結果を報告します。

農地の売買の申請になり、場所は中田町です。渡人の○○○○さんですが、申請地は今まで休耕状態ということ、また、現在、中央のほうに住んでいるということで、今後も営農するのがなかなか難しいということです。受人の△△△△さんと○○さんはいとこ同士ということで、○○さんからお願いして△△さんに引き受けていただいたということです。△△さんは所有権移転後、ナスとカボチャを栽培する予定です。また、今回農地が増えるということで、６５馬力のトラクターを購入されたということです。

特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、１６号。

１２番　　（橋本政美委員　挙手）

議　　長　　１２番　橋本委員。

１２番　　１２番　橋本です。１６号について調査結果を報告します。

渡人、受人及び地番、地目は議案書記載のとおりです。土地の売買の案件です。渡人は高齢のため、米沢市の空き家バンクを利用しての所有権移転です。受人は耕作地があり、移転分は果樹園の予定で、周りに対しても何ら問題はないと思われます。△△さんは多くの農地を耕作しており、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　それでは、ただいまの受理番号１５号から１６号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　　なし。

議　　長　　ないので、受理番号１５号から１６号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員　　異議なし。

議　　長　　異議がないので、議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定しました。

次に、議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　　（挙手）

議　　長　　瀧口主査。

瀧口主査　　議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第４条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号１号の計１件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ１筆　１２２．００㎡です。

受理番号１号　申請人　○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は貸駐車場の造成です。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号１号を上程します。

１２番　　（橋本政美委員　挙手）

議　　長　　１２番　橋本委員。

１２番　　１２番　橋本です。受理番号１号について、調査報告します。

地番及び申請人については議案書記載のとおりです。申請代理人の○○行

政書士に電話して現地を確認しました。場所は、国道１２１号沿いの綿屋木工所の向かいの土地になります。現地は草が生えており事前着工もなく、駐車場にする予定とのことです。何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　それでは、ただいまの受理番号１号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　　なし。

議　　長　　ないので、受理番号１号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員　　異議なし。

議　　長　　異議がないので、議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定しました。

次に、議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　　（挙手）

議　　長　　瀧口主査。

瀧口主査　　議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号９号から１２号の計４件で、申請のありました地目別の筆数及び地積は、田９筆　１，７７２．９４㎡、畑６筆　１，２７５．００㎡、合計１５筆　３，０４７．９４㎡です。

受理番号９号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場及び雪捨て場の造成のためです。こちらは１種３種に該当しない小集団の第２種農地です。

受理番号１０号　渡人　○○○○、受人　△△△△　外１名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

受理番号１１号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場及び資材置場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

受理番号１２号　渡人　○○○○　外１名、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、宅地分譲の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

以上、ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。

それでは、受理番号９号から１２号を上程します。

９号。

１９番　（桐澤林右衛門委員　挙手）

議　長　１９番　桐澤委員。

１９番　１９番　桐澤です。受理番号９号について調査結果を報告します。

申請人、土地の表示は議案書記載のとおりです。５月末に、申請代理人の○○行政書士に電話をし、駐車場所が少し狭いので、自宅近くの市道に隣接するこの申請地を取得し、駐車場スペースと雪捨て場を確保したいということです。現地確認の上、事前着工もありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　続いて、１０号。

５　番　（宮﨑雅文委員　挙手）

議　長　５番　宮﨑委員。

５　番　５番　宮﨑です。受理番号１０号に関しまして、調査結果を報告します。

渡人、受人は議案書記載のとおりです。場所は申請位置図の№１０にありますが、東部小学校のやや南側の土地で、申請地と併用地を使って一般住宅を建設したいという申請となっています。広い敷地ですので、一般住宅及び家庭菜園もしたいということです。６月１日に、現地を事前確認しまして、担当行政書士の△△さんに電話にて内容を確認いたしました。事前着工もなく、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　続いて、１１号。

６　番　（木村彰博委員　挙手）

議　長　６番　木村委員。

６　番　６番の木村です。受理番号１１号について調査結果を報告します。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりです。場所は中田町にある浄水管理センターの近くの△△△△の隣になります。渡人が○○○○さんで受人が△△△△で、代表が△△さんになります。先ほど３条で申請のあった方々、渡人は一緒で、今回の５条の申請では受人が△△さんの会社、△△△△ということになっています。先ほど３条で説明しましたが、○○さんは営農するのがなかなか難しいということで、全て△△さんにお願いしたいということで、転用の部分は△△さんが代表を務めています△△△△で引き受けるということになりました。△△△△の会社の隣の農地になり、事業拡大に伴いまして資材置場と重機の駐車場を造りたいということだそうです。現地も確認しまして、ほかの近隣の農地に影響はないと思いましたし、事前着工もないので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

引き続き１２号もよろしいでしょうか。

受理番号１２号ですが、これも中田町になります。これも渡人が○○○○

さん、受人が△△△△ということで、先ほども言ったとおり○○さんの土地を全部引き受けたということで、申請地と併用地を利用して、△△△△で宅地分譲したいということでありました。事前着工もなく問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　それでは、ただいまの受理番号９号から１２号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、受理番号９号から１２号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定しました。

次に、議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題とします。

９　　番　（髙山吉典委員　挙手）

議　　長　９番　髙山委員。

９　　番　９番　髙山です。私の案件がありますので、一時退席します。

（髙山吉典委員　退室）

議　　長　それでは、先に受理番号１号から３号を上程します。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　（挙手）

議　　長　須貝主任。

須貝主任　議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議します。

受理番号１号から３号の計３件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ６筆　８，８０１．００㎡、合計も同様です。

受理番号１号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号２号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号３号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　それでは、ただいまの受理番号１号から３号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、受理番号１号から３号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）について、の受理番号１号から３号は、議案書のとおり決定しました。

（髙山吉典委員　入室）

議　　長　それでは、ただいまの受理番号１号から３号を除く受理番号４号から５号を上程します。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　（挙手）

議　　長　須貝主任。

須貝主任　議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議します。

受理番号１号から３号を除く４号、５号の計２件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ１筆　８，９３７．００㎡、合計も同様です。

受理番号４号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号５号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、受理番号１号から３号を除く受理番号４号から５号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）については、議案書のとおり決定しました。

次に、議第５号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見の聴取について、を議題とします。議案の内容について、事務局

の説明を求めます。

髙田補佐　（挙手）

議　　長　髙田補佐。

髙田補佐　議第５号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見の聴取について、農業経営基盤強化促進法第６条の規定に基づき策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、別紙のとおり改正するため、同施行規則第６条の規定において準用する同法第２条の規定により、令和８年５月２５日付で米沢市長から意見を求められましたので、委員会に付議します。

記。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（改正案）別紙のとおりであります。

本日、提出者であります米沢市より農業振興課の職員が出席しておりますので、担当課職員がご説明いたします。

遠藤主任　（挙手）

議　　長　農業振興課、遠藤主任。

遠藤主任　米沢市農業振興課の遠藤です。私から、議第５号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見の聴取について説明させていただきます。

お配りさせていただいております改正案をご覧ください。

初めに、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容について説明させていただきます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法第６条の規定に基づき市が定めているものであり、農業経営基盤の強化に関する目標・農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項等を定めているものです。

なお、市が定めておりますこの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法第５条の規定に基づき山形県が定めております山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即した内容となっております。

次に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について説明させていただきます。

大きな改正項目は２点となります。

１点目は、農業経営における労働時間・農業所得の数値の見直しになりま

す。

改正案の３ページをご覧ください。

農業経営における労働時間・農業所得の数値目標は、農業経営におきまして地域の他産業従事者並みの年間労働時間で他産業従事者並みの生涯所得を実現し得る年間農業所得の指標であり、農業経営改善計画（認定農業者）の認定、また、青年等就農計画（認定新規就農者）の認定はこの指標に照らして行うこととなります。これまでは、年間労働時間をおおむね１，８００時間、年間農業所得をおおむね４００万円としておりました。今回、県が定めております山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が令和８年３月に改正され、農業経営における労働時間・農業所得の数値が見直されました。具体的には、年間労働時間が１，９００時間から１，７００時間へ、年間農業所得が４００万円から４５０万円に見直されました。そのため、米沢市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の年間農業所得を４００万円から４５０万円に、年間労働時間を１，８００時間から１，７００時間に見直しを行うものであります。

２点目は、利用権設定等促進事業の削除です。

１０ページをご覧ください。

利用権設定等促進事業は、農業経営基盤強化促進法に基づく事業で、市が定めております基本構想に従って作成されました農用地利用集積計画により農地の貸し借りができる制度、いわゆる相対契約に関する規定ですが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和５年４月１日に施行されたことに伴いまして、令和７年３月３１日をもって廃止されました。これまでは、１０ページに第５の２として利用権設定等促進事業に関連する規定がございましたが、これを削除するものです。

今回の改正に伴います大きな改正項目は以上となります。そのほか、１ページに農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定及び見直しの趣旨を追加したほか、各種数値を最新のものに更新し、不要な文言の削除などを行っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、議第５号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見の聴取について、意見なしとすることで異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、議第５号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見の聴取について、意見がなかった旨を米沢市長に回答

することに決定しました。

以上で１の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、２のその他に移りますが、皆様方から何かご発言等ございませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないようですので、２のその他を終了し、以上で本日の第３５回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉　　会　午後３時００分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和８年６月１５日（月）

米沢市農業委員会

議長

小関　善隆

議事録署名委員

桐澤　林右衛門

議事録署名委員

我彦　正福